

「あおもりの川を愛する会」の御紹介

あおもりの川を愛する会は、「青森県内の川や水辺のことについて関心を持っている者が、ある時は生徒として、ある時はリーダーとして、多様な分野で活動し、知識を深め、その時々の話題を取り上げ、意見を交換することにより、川の文化の発展に貢献していくことを目的」として、平成10年に発足し、会長には八戸工業大学佐々木教授（現名誉教授）、副会長には三村三千代氏とし、現在約200名の民間・行政の方々が会員となり活動を行っております。

活動の記録～会報「わの川だより（第29号令和7年3月発行）」より

～第24回 河川技術講演会～

〈令和6年8月8日 211名参加〉
五所川原市オルテンシアにおいて、開催されました。
平成10年から始まり、今回で24回目となります。

- 演題は
○「津軽の災害史」
弘前市立博物館 主査兼任芸員小田桐睦弥氏
○「東北地方の社会資本整備について」
東北地方整備局企画部長 宮本健也氏



～第18回 蔦川清掃活動・魚道点検～

一令和6年から「魚道の移動経路の維持活動（魚道点検調査）」を一緒に実施しましたー

令和6年9月3日に、蔦川（奥入瀬川左支川）の清掃活動を行い、分別袋毎に、約1.5kmのゴミ拾いを行いました。年1回の清掃・美化活動ですが、川岸・道路沿いには、最初の頃は少なからずの空き缶・たばこの吸殻などが落ちていましたが、18回目となりゴミの量も減ってきました。（参加者 72名）



～後長根川源流域の地 標柱建立活動～

令和6年7月18日、弘前市を流れる後長根川の源流の地に標柱を建立しました。毎年1ヶ所、源流の地に標柱を建立しており、今年で18本目となりました。

（参加者11名）
〈大畠川、野辺地川、蟹田川、田名部川、土淵川、天田内川、浅水川、鳴沢川、十川、松館川、熊ノ沢川、浅瀬石川、大童子川、川内川、浅虫川、熊原川、飯詰川、後長根川〉



～駒込ダム本体建設工事見学会～

令和6年10月18日、駒込ダム建設課のご協力を頂き、「駒込ダム本体建設工事見学会」を行いました。（参加者9名）



～第7回 陸奥湾沿岸津波講演会～

〈令和6年11月2日 青森市 リンクステーションホール青森にて 112名参加〉

平成28年度中に中泊町、深浦町、平成29年度には鰺ヶ沢町、平成30年度にはむつ市、令和元年には2度目となる深浦町、令和3年度にはおいらせ町で津波講演会を開催しました。

更に、令和6年度に、リンクステーションホール青森（青森市文化会館）において、7回目となる「陸奥湾沿岸津波講演会」を行いました。

演題は、

- 「陸奥湾沿岸の最大クラスの津波と
地域の防災力向上について」
八戸工業大学 名誉教授 佐々木幹夫氏（当会会長）
○「津波浸水想定の変更と
津波災害警戒区域の指定について」
青森県県土整備部 河川砂防課



令和7年度においても、継続して上記の活動を行っております。また、裏面に、「あおもりの川を愛する会規約」及び当会の連絡先を掲載しておりますので、ご覧ください。

あおもりの川を愛する会規約

(名称)

第1条 この会は、「あおもりの川を愛する会」(以下「愛する会」という。)と称する。

(目的)

第2条 愛する会は、青森県内の川や水辺のことについて関心を持っている者が、ある時は生徒として、ある時はリーダーとして、多様な分野で活動し、知識を深め、その時々の話題を取り上げ、意見を交換することにより、川の文化の発展に貢献していくことを目的とする。

(活動事項)

第3条 愛する会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- 一 会員相互の河川に関する意見交換、交流の場の運営。
- 二 河川に関する情報の提供及び知識の普及。
- 三 その他前条の目的を達成する活動

(組織)

第4条 愛する会は、青森県内の当会の活動の趣旨に賛同する者をもって組織し、会長、副会長、会計、会計監査員をおく。

- 2 会長、副会長は会員の互選により決定する
- 3 会計、会計監査員は総会に諮って決定する。

※平成10年会発足以来、会長には、八戸工業大学
佐々木幹夫名誉教授に勤めて頂いております。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、愛する会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

(活動)

第6条 愛する会総会は、会長が必要に応じ隨時招集する。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数によるものとする。
- 3 愛する会の目的を達成するため、総会において議決した事業は、個人会員が自発的に運営する。

(事務局)

第7条 愛する会の事務局は、総会に諮った個人会員で組織する。

- 2 事務局は、愛する会の運営と庶務を処理する。

(経費)

第8条 本会の経費は、年間1,000円とし、会員より徴収する。

- 2 日本河川協会、青森県河川海岸協会からの助成金等の活用を図る。
- 3 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第9条 この規約の改正は、愛する会の議決によらなければならない。

(幹事会)

第10条 愛する会の方向性を検討していく組織として幹事会をおく。

- 2 幹事会は、会長、副会長、サークルリーダー、事務局、会計、会計監査員、オブザーバーで組織する。
- 3 幹事会は、会長が必要に応じ随时招集する。

附則

この規約は、平成10年5月24日から施行する。

平成11年2月6日改正

平成13年3月17日改正

平成20年5月17日改正

【連絡先】

〒030-0111 青森市荒川字柴田102番地1 (株)キヨーヤ内
あおもりの川を愛する会 事務局

TEL 017-729-0922 FAX 017-739-3561

E-mail : kon-h@nishidagumi.co.jp